

# 日本外交文書

外  
務  
省

第一卷 第五期 和昭第一

## 序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編纂事業を再開して、昭和三十八年には明治期を、同六十二年には大正期をそれぞれ完結し、これまでに特集も含め計百六十四冊を公刊した。

昭和期外交文書については、すでに特集として満州事変及び海軍軍縮関係史料を公刊しているが、昭和期は戦災等により重要記録が多数失われているので、従来の編纂方式を継続するのが困難となつてゐる。そこで前記特集編纂の経験をも活かし、多年度方式を導入するなど若干の新形式を加え、複雑多岐にわたる昭和期外交の実態を把握できるよう配慮した。

激動の時代といわれる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について本書が正確な史実を提供し、将来のわが国外交政策の策定と歴史的研究にあたつて、何らかの寄与をなし得れば幸いである。

昭和六十三年三月

## 例　　三言

一 第二次世界大戦終結に至るまでの昭和期（昭和二十二年～三十一年）の外交文書編纂は左の方式による。

1 昭和期の時期区分を次の三期とする。

昭和期Ⅰ 昭和二十六年（一九三七～三一）

昭和期Ⅱ 昭和六一～十二年（一九三一～三七）

昭和期Ⅲ 昭和十二～二十年（一九三七～四五）

2 昭和期の外務省所蔵記録は戦災等により多数焼失しているが、比較的採録可能な文書の多い対中国関係事項は、原則として各年ごとにまとめた従来の編年方式を踏襲し、これを第一部とする。

他方、重要な外交記録の多数が失われている対欧米関係事項は、数年間を一まとめにした多年度方式を採用し、これを第二部として編纂・刊行する。

二 本巻は、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第五卷として、昭和六年の対中国関係文書を収録した。なお、満州事変をめぐる九月十八日以降の関係文書は、既刊『日本外交文書』満洲事変第一巻（全三冊）に収録されているので、あわせて参照されたい。

1 本巻に収録した文書は、原則として、外務省所蔵記録によるもので原文書の改変等は行われていない。

2 収録文書は、編者が一連文書番号及び件名を付し、各事項ごとに日付順に配列した。

3 収録文書の冒頭に※印のあるものは、「松本記録」に依拠した。

「松本記録」とは、故松本忠雄元衆議院議員が、昭和八年十二月より同十四年一月までの外務参与官及び外務政務次官時代、外務省保管記録のうち、特に政治、外交、条約、借款関係等の主要記録を筆写したもので、明治・大正・昭和にわたり約三百冊に及んでいる。「松本記録」は、昭和十七年の外務省の火災、または終戦時の焼却処分等によって消失した「原本記録」を補填する記録（写）である。

4 収録文書中発電月日不明の電報は、着電の日付を記し、1月15日のようにカッコを付して区別した。

5 収録文書中右肩に付した(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が分割されて発電されたことを示す。なお、本巻への収録にあたっては、文書の区切りではなくとも分割された箇所をもって改行した。

6 収録文書の発受信者名については、初出の場合のみ姓名を表示し、以後は姓のみにとどめた。

7 注記については、原文書にある場合は（原注）とし、編者が加えたものは（編注）として当該箇所に明記し、その文面はいずれも各文書の末尾に記載した。

8 原文書に欄外記入や付箋がある場合は、（欄外記入）（付箋）として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。

9 収録文書中（省略）（ママ）等のカッコを付したルビは、編者が記したものである。

10 押印については、公印と私印をそれぞれ「印」と（印）に区別して記した。

11 卷末に全収録文書の日付順索引を付した。

## 目 次

一 東北（満蒙）懸案解決交渉	1
二 万宝山事件関係	177
三 中村大尉事件	314
四 治外法権問題	382
五 国定税率および裁厘課税問題	504
六 付 綿系統一税関係	629
七 債務整理関係	650
八 排日ボイコット問題	723
付一 青島国粹会事件	808
付二 連合通信問題	824
付一 陳友仁広東国民政府外交部長訪日関係	839
付一 中国政情関係	988

付二 閻錫山大連脱出事件

九 雜件

- 1 小幡アグレマン問題解決関係  
2 中国沿海漁業問題  
3 漢口水害救済問題

日本外交文書 昭和期I第一部第五卷 日付索引

1074 1039 1030 1030 1013

# 一 東北（満蒙）懸案解決交渉

1 昭和6年1月(1)日 在中國重光（葵）臨時代理公使より

幣原（喜重郎）外務大臣宛（電報）

領事館開設に關し中國側の台北領事館開設を承

認する旨のメモを王外交部長に手交について

別電 一月一日着在中国重光臨時代理公使より幣

原外務大臣宛公第一三〇二号

中國側の台北領事館開設を承認するメモ

付記一 昭和五年十二月十三日着在中国重光臨時代  
理公使より幣原外務大臣宛電報公第一二一  
六号

東北における領事館開設問題は先ず鄭州の

開館より始めること得策との意見具申

二 昭和五年十二月十六日発幣原外務大臣より  
在中国重光臨時代理公使宛電報公第四五三  
号

領事館開設に關し我が方鄭州、洮南を中國  
北平、奉天、漢口へ轉電シ上海、南京へ暗送セリ

側台北、清津で交渉繼續方訓令  
南京 発  
本省 1月1日前着  
公第一三〇一號

往電公第一二九七號會見ノ際領事館開設ノ問題ニ付テハ從  
來ノ話合ヲ確カムル意味ニ於テ別電公第一三〇二號ノ如キ  
「メモ」（日本文及<sup>英文</sup><sub>英文</sub>）ヲ王部長ニ手交シタル上此ノ問  
題モ貴部長ノ立場ヲ考慮ノ上最善ノ努力ヲ爲シタル結果無  
事ニ解決シタリト述ヘタル處王ハ深ク謝意ヲ表シタル上早  
速領事館員ヲ派遣スヘシト語レルニ付本官ヨリ館員ノ臺灣  
到着ノ日取等ハ更ニ通知ヲ受ケタク又我方ニ於テモ鄭州領  
事館ヲ至急開館スルコトトナルヘキニ付御承知アリタシト  
述ヘタル處王ハ河南主席劉峙ニ報告ノ都合モアルニ付至急  
館員ノ氏名其ノ他承知シタシト語レリ

就テハ館員姓名並ニ着任時期等御回示アリタシ

1